

平成 30 年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第 1 回会議録

内容承認	会長 承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第 1 回）		
日時	平成 30 年 10 月 3 日（水）午後 2 時～4 時		
場所	岸和田市立 東岸和田市民センター 4 階 会議室		
出席委員	上杉委員（会長）、石元委員（副会長）、副島委員、奥委員、齊藤委員、森垣委員、宮前委員、松本委員、吉田委員、高田委員、吉川委員、杉本委員、西野委員（以上 13 名出席 欠席 2 名）		
事務局	春木市民環境部長 西村人権・男女共同参画課長、河内参事、古森 長岡人権教育課長、松本指導主事		
傍聴人数	1 人		
次第	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市人権尊重のまちづくり審議会について ・岸和田市人権施策基本方針について 		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則（資料 1） ・岸和田市人権尊重のまちづくり審議会について（資料 2-1、2-2） ・岸和田市人権尊重のまちづくり条例（資料 3） ・岸和田市人権施策基本方針（資料 4-1、4-2、4-3） ・岸和田市人権施策推進プラン（資料 5） ・人権問題に関する市民意識調査報告書（資料 6） ・平成 30 年度啓発活動強調事項（法務省ホームページより作成）（資料 7） ・大阪府人権施策推進基本方針（大阪府ホームページより作成）（資料 8） ・大阪府人権情報ガイド「ゆまにてなにわ 32 号」（資料 9） 		

＜議題等＞

1. 委員委嘱
2. 委員の紹介
3. 会長、副会長の選出

委員より上杉氏を会長にとの推薦あり。→承認

上杉会長より石元氏を副会長にとの推薦あり。→承認
4. 岸和田市人権施策基本方針改訂についての諮問
5. 議題
 - ・岸和田市人権尊重のまちづくり審議会について（案件 1）

＜概要＞

事務局 案件(1)について、資料1, 2により説明

会長 ただ今、審議会の開催の趣旨とスケジュールについて、事務局の方から説明いただきましたが、さきほど質問がありましたように第1期には岸和田市人権施策基本方針の改訂ということでございまして、それが終わりましたらプランの改訂ということになる訳でございます。

審議会としてはご意見を申し上げるという立場でございますけれども、そういう中で、調査のこともございまして、調査というのはすでにできあがっておればそれを基にして方針ができる訳でございますが、調査も長い間、行われておりませんので、それを早急にやる必要はあるけれども、基本方針をつくるにあたってそれを待つというのもまた、先に延べることになりますので並行して走らせながら、次のプランの時には調査結果が活かせるようにするというようなスケジュールでございます。

皆様方からご意見なりご質問なりを承りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。どなたからでもご自由にご発言いただけましたらと思います。いかがでしようか。

委員 早速、資料を送っていただき、目をとおさせていただきました。随分昔、20年も前の意識調査ということで、限られた部分に関しての意識調査かなというふうに感じました。今回、いろんな立場の方がお集まりになっています。

私は、障害を持つ子どもの母親と言う立場でおりますが、その部分は強く言いたいと思いますが、女性の人権という項目はありますが、障害児の母親という立場の人権というところは書かれてありませんので、そちらの方も頭に入れていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。他にもどうぞ。

委員 審議会規則、資料1と資料2の1のところで、委員構成は資料2の1では計15名以内とすると書かれていますが、審議会規則の方を優先しますね。審議会規則では15名以内という記載はないのですが、これはそういうことによろしいですか。

会長 これについて、事務局から説明いただけますか。

事務局 15名以内という定員につきましては、岸和田市附属機関条例という別の条例がございまして、そちらの方でこの審議会の定員について謳っております。

ただ、この条例があまりにも膨大な資料になりますので、本日は割愛させていただきまして、資料2-1では「関係する条例」と言う表現に留めさせていただきました。失礼いたしました。その条例において定めたものでございます。

会長 よろしゅうございますでしょうか。

委員 審議委員については、審議会の構成のどこかで「条例に基づき15名以内とする」という記載をつけておけば、丁寧であるし親切であると思います。

事務局 後日、記録をお送りいたします際に、附属機関条例の該当する部分を抜粋したものをお送りさせていただくということでよろしいでしょうか。

会長 そのような答えですがいかがでしょうか。

委員 15名以内とするということがここでは書かれていないから質問させていただいただけなので、けっこうです。

会長 ではそのあたり、事務局の方でよろしくお願ひします。他にもどうぞ。

委員 審議に2期かけて進めていくということですが、この間に政治的な動きがあるかもわかりませんが、審議会を尊重されるようにお願いできればなと思います。老婆心ですが申し上げさせていただきました。

会長 あくまでも市長は審議会の意見を尊重すると、そういう立場に立っていただかなければならぬと今の条例の第5条にもそのように書かれてはいるんですけども、その辺はよろしいですね。他にもどうぞ。後でも発言いただく機会も持ちたいと思いますが、もう少し、先に行ってから、また伺いましょうか。

・岸和田市人権施策基本方針について

＜概要＞

事務局 案件(2)について、資料3、4、7～9により説明

会長 基本方針に盛り込むべき統一的な主要課題をどうするのかということですね。それと基本方針の構成の仕方をどうするのか、その2点について説明いただきました。これまでの岸和田市の基本方針というのは、割合簡略なものとなっておりまして、それをもう少しきっちりと基本方針で書き、推進プランではより具体的に書くということを考えていかないといけないのかなというところでございます。ただいま説明のありました人権課題の取り扱いでも、大阪府の方針というのも平成13年のもので、かなり前のものになります。それを補うために平成30年の大阪府の冊子を資料として出していただいたところでございます。

また、岸和田の方針は先ほど説明いただきましたとおり、平成17年に改訂しております、これもだいぶ前のものになります。そういうことで、構成を今日的にみればどうかということもあるといった説明でございました。人権課題の取り扱いについて、また基本方針の構成について、合わせて、いろんな角度でご意見を頂戴いただければと思います。

委員 基本方針(資料4-3)についてですが、項目7、8のところでエイズやハンセン病について疾患に関する差別に対する課題、ということなのでしょうが、これら以外にもたくさんの疾患があると思います。例えば、私の顔には生まれつきあざがあります。これは身体的には何も影響はありません。生活上何の問題もないのですが、こと、就職をする、などということになれば、私も体験してきましたが、同じようなあざがある人だけでなく、障害をもたれた人など私たちの社会はそういう人たちを差別してきました。あざ笑うという言葉、そういう差別用語を用いてきました。ただ、笑うだけではだめなのでしょうか。いろいろな出版物やテレビ、人権団体さんの研修時において、この言葉が、それほどひどいんだというときに使われています。そういうことは誤りであると訴える活動をしてきました。そういうものがある度に相談室に苦情を言っても、最初は何を言っているのかわからない、といったスタンスなのですが、自分のところで言葉を使う倫理規

定を設けてください、というと、言葉を適切に取り扱うということになってきました。

最近、法務省の就職差別の事項では、センシティブな条項の中に、容貌という言葉を入れていただいていると思います。この項目の中には入っていないですが、いわゆる容貌による差別、やっぱりこういうもののない社会にしていかないといけないのではないかと思っております。

マイノリティの方々は社会から、排他的にされてきたと思いますので、ぜひ、言葉の差別、挙げればキリがないのですが、やはり倫理に基づいて出されるべきだろうとそういうふうに思います。そういう点でご検討いただければと思います。

会長 今、2つの事を関連しておっしゃられたのですけども、1つはここにもその他のさまざまな人権問題として見た目に症状があることで生じやすい問題、これのご指摘が1つと、もう1つは言葉というものについての指摘がありました。このあたりをどのように扱うというのは、またいろいろなご意見に基づいて考えていかなければならぬと思いますので、どうぞ、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

委員 今は自由に発言させていただくということでよろしいでしょうか。

「取り組むべき主要課題」のところで、取り上げる事項というのは、濃淡といいますか、詳しく書いていく、それ以外は他にもこういった人権課題が重要な問題としてありますというふうに挙げていく、そういう整理が必要なのかなと感じました。全てのことをここに挙げられる訳ではないのですけど、やはり、市の施策なり、市が主要課題なり人権課題だと書く中に、仮に自分が当事者とすれば、その問題が書かれているということは、変な言い方ですけど、市に承認されたというか、ちゃんと見てくれているという思いにもなるので、主要課題のところに入れられなくてもできるだけ「さまざまな人権課題」のところには予兆されるような問題を含め、今、課題に挙がってきていることも含め、書いていくべきだな、というふうに思っております。

それは各段階で意見を言わせてもらえたなと思います。例えば、ここに挙げられているもの以外にも、ひきこもりの問題、これはニートの問題とか、大阪府なり他の市町村での人権に関する意識調査をみても、それは自己責任だというふうに項目として挙がってくるものもありますし、貧困の問題、依存症の問題であるとか、自死の問題、さまざまな問題があると思いますので、そういったことも盛り込む事項ということで、また意見を聞いていただければと思っております。

会長 ありがとうございます。項目として名前を挙げていく事に関してはある意味では限りはあるけれども、しかし、実際にどういう問題があるのかということはきちんとどこかで触れておく必要があります。その辺のある程度の区分というのを考えなければならないというところでございますが。どうぞ、この他にもご意見をおっしゃっていただければと思います。

委員 私は弱視なんんですけど、障害者手帳一級の所持者で、今回の審議会にあたり、昨日、審議の資料を地元の朗読ボランティアの方に時間をかけて読んでいただきました。全て読むと何十時間もかかるてしまう資料ですので、全てが頭に入って

いる訳ではないのですが、この書類をざーっと聞かせていただいた中で、まあ大阪府のものともさほど変わりはないし、表面的にならざるを得ないのかもしれないんですけど、薄っぺらいなと。訴えかけてくるものがここにはなかったな、という、読み上げていただいたこの書類の印象でした。

今後、回を重ねるごとに具体的な事に進んでいくというふうな話だったと思いますが、私の立場からすると、障害当事者の理解がないための差別というのも多々ございます。そういうのを少しでも理解の輪を広げて、共生していく社会づくり、その、人権を守る、という意味で数年前から地元の小中学校への福祉授業なんかも呼んでいただいて、お子さんたちと心の交流を図って、少しでも理解が進むような取り組みもさせていただいているところなんですが、中々、いろんなハンデがあったり、外見上の問題や、内面の障害というものについても理解をどう進めるのかというのもやはり私たちにとっては、人権問題の基本かなど強く感じています。

よく私が人から言われるのは、白杖をついて路上を歩く姿を見て、「見えてるんと違うの？」と。見えていません。50cm先の人の顔が全くわからない状態ですけども、すいすいと歩いている事が、あの人ひょっとして見えているのではないか、というふうに言われます。ひょっとしたら、嘘をついているのではないか、そういう言ふ偏見もあったりして、そういうことも障害者、当事者の立場としては、改めて理解を広げていかないといけないと強く思っています。

1つキーワードがありますが、障害者という言葉が、ちょっと、どうなのかなと思います。今、視覚障害の世界では、健常者に対して、障害者ではなく触常者という言葉が広がり始めています。健常者は目がしっかりと見て、普通に日常生活ができます。視覚障害者は目からの情報がほとんど入ってこないので、それ以外の情報、音であったり、手触り、足触りであったり、においであったり、吹く風を感じたりして、その能力を延ばすことで健常者と同じように生活を営んでいく、という能力を発揮していけます。そういうものが、視覚障害者=触常者、そういう概念、そういうこともどんどん理解を広めていかないと人権にもつながることだと思うので、特に僕が感じたのは、啓発活動の大切さ、持続可能な啓発活動です。

何か1つ催しをして啓発をした、ではなくて、草の根的に耐えず継続されている啓発活動というのも、重点をおいて考えていくべきだと思います。

会長 ありがとうございます。どうぞいろんな角度からご意見をいただいて、事務局の方で案をつくっていただくということになりますので、その参考のためにも、今日たくさんのご意見をいただければと思います。もちろん細かい事に関しては次回審議していただくことになるかとも思いますが、いろんな角度からご意見をいただく事で作業が進みますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員 資料の4-2, 3についてですが、各市、自治体の人権施策基本方針とかの場合は、大体構成等は似ていますが、世界的な潮流を挙げて、国が何をしてきたのか、そして大阪なら府が何をしてきたのか、本市が何をしてきたのか、ということを述べた上で人権課題がずらっと並びます。そういう場合、人権課題として挙

がるのは、法務省の17の項目、これを踏襲しているところが多いのですけども、そうすると、中には、自分はどこに入るのだろうと思う人も出てくると思うんですね。要するに、自分にとって人権というところが語られていないというか、要するにさまざまな人権課題を挙げているんですけども、まず最初に「私と人権」というところが触れられていないんですね。だから人権というと、自分の知らないところで困難を抱えている人のことだというような、自分ごとにならない、というところが私はあると思います。人ごと、というのか。

ですから、権利の理解というところで、自分と人権というのはどう関わってくるのか、自分が生きていく上で人権とは何なのか、というようなところを、例えば、この新しい方針案の4のところに入れていただく。人権というのが自分に関わる問題なんだ、決して人ごと他人事ではないんだというところを明確にするのが大事だというふうに思います。

というのもNHKが日本人の意識調査というものを5年ごとにやっておりまして、今年がその年になります。ですから2013年版が今出ているもので最新のものになるのですが、ずっと以前から、大体同じ設問になります。その中に憲法に明記されている国民の権利という項目がありまして、いろいろな項目が6つか7つ挙がっていますが、その中で、憲法において義務ではなく国民の権利として明記されているのはどれですか、というもので、2013年の調査で言いますと、「人間らしい暮らしをする」が77.9%です。あてはまるものはいくつでも丸ができるので、憲法25条の「人間らしい暮らしをする」も、100%近くになってもおかしくないかと思うのですが、これが77.9%。そして次に多いのが「税金を納める」で43%くらいあります。「思っていることを世間に公表する」が40%を切っています。38%くらいです。「労働組合をつくる」というのが21.7%しかなくて、「道路の右側を歩く」が17%、あまり変わらないんです。

要するに、自分がどんな権利を持っているのか、ということが、十分に理解されていない、という現実があります。これは2013年の数字ですが以前と比べてもあまり良くなっていないんです。「労働組合をつくる」というものは調査するごとに減ってきてます。要するに自分がどういう権利を持っているのかを知らなければ、自分の権利を守るということはできませんし、周りの皆がどんな権利を持っているのか知らなければ、人の権利を侵害しないという保証もできないですね。

ですから、この項目4のところで、「自分にとっての人権」というような、市民の皆さんがまず考えてほしいということで「私と人権」としてふれて、その上で、取り組むべき主要課題として、それぞれの人権課題を挙げていくと、いう方がわかりやすいのかなという気がします。

あともう一つ。(7)でHIV感染者とハンセン病患者とあるように、一緒に挙げているものが多いのですけども、HIV感染の問題は、現在の問題で、感染が広がっているという指摘もあったり、新規の発症者、患者さんも相変わらず多い、という問題があります。その一方で、ハンセン病の場合は、回復者、元患者さんの問題となります。ですので、別にして、HIV感染者はいわゆる感染症で、

他にもC型肝炎なんかにも偏見があります。差別が起こったりもしますので、そういうことも入れ込んで書いた方がいいのかなというふうに思います。

会長 ありがとうございました。人権というものの捉え方についてしっかりと書いておくべきではないかと、つまりいろいろな主要課題がある訳ですけども、それらをつながりぬいて大事なのは人権の捉え方だということを項目4のあたりで書いておく必要があるのではないかということですね。

もう一つご指摘があったのはHIV感染者とハンセン病患者とでは少し異なるところがあるといいますか、ハンセン病患者は現在では感染するものではないのにそのような捉え方が強い。HIV感染者はたしかに感染はあるのですけど。どちらにしても差別や偏見はあるけれども、中身が違っているのではないかというご指摘でした。

委員 家族全体の人権というところも関わってきます。そのことで、新しく挙げていただいている人権施策基本方針の中でも、「刑を終えて出所した人に対する」だけではなく、やっぱりその人やご家族の方に対しても思っておいていただけたらなと思います。私も身の周りに色々な方がおられます。性的マイノリティのご家族をお持ちの方もいらっしゃいます。小さいときは男の子だったのに、女装しましたのでご家族も最初はすごく戸惑われました。

こういうふうなマイノリティの「ご家族」という言葉も入れていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

会長 当事者だけでなく、当事者の家族まで偏見が結構あります。その辺を意識した中身にしてほしいということですね。

委員 特に障害者については、兄弟姉妹にも差別があります。前の調査にも、きょうだいに障害があると結婚が進まないというケースが出てましたけど、家族、きょうだいというのはどういう方に対しても問題はあると思いますので、文章を入れていただく時にお願いしたいと思います。

委員 以前の主要課題では、労働者をめぐる問題というのがあって、ところが新しい案のところでは入ってないです。

会長 その他のところにありますか。欄外になっていますね。

委員 社会問題になっている、過労による自殺とか、残業とか、いろいろな問題があって、今は本当に派遣止めも、就職の解禁のことも、いろいろなことがあります。主要課題として、さまざまと書いてますけれども、僕は既にあった労働者の問題というのは、もっと重さが以前より重くなっていると思うので、主要課題の中での労働者をひとくくりにして掲げておくのが、今度の改訂にともなうところでの実生活とか社会情勢と合致していないところだとすれば大きい問題だと思うんですね。

私は国際親善協会で日本語をボランティアとして教えています。特に岸和田の場合は、5ヵ所に日本語サロンということで、教室を開いているんですが、大半が技能研修生です。インドネシア、ベトナムが多いです。彼らは一時的な賃金の安い労働者ということになっています。

主要課題の項目としてはたくさんあげていますが、それはいいんですけど、た

だ、この複雑な時代の情勢の中では、なかなかひとつのところを取り上げて、課題を際立たせるというのは難しいので、大事なのは基本方針のところで、どの目線で主要課題を取り上げたのかというところをまず具体的に審議をする中で、事務局からひとつひとつやっぱり説明していただいて、それに対して、この場ではいろんな団体、いろんなところから出てらっしゃる訳ですから、そのところを具体的に詰めていくことがいいんじゃないかと思うんです。

特に、私が言いたいことは、人権施策の基本方向のところ、人権問題の把握、調査と書いていますけど、調査しっぱなしで、じゃあ次のステップ、何が問題あってどう解決するかになってくると、なかなか数値化をできないですね、人権は。どこまで進捗できているか答えが出ないですね。

具体的に1つの例をあげると、今、問題になっています障害者雇用率、これは各企業が今、2. 5%になったんですかね。官庁でさえ改ざんというか、障害者でない人を障害者手帳も確認しないでやったというところであって、そういうところも含めて岸和田ではどうなのか、というところをひとつのケーススタディとして、どれとどれを数値化できるのかということを明らかにすることによって市民の関心というか、施策の改善とかにつながると思います。ですから、人権問題の把握調査のところ、調査だけでは弱いから、進捗状況をここではっきり謳っておかないとややむやになってしまい、人権問題というのは、これだけの科目を挙げてもほんと人にごとで、自分が障害者でないとその人の苦しみはわからないと思います。

そういうことをやっぱり共有しようと思えば、把握調査のところをできるだけ、具体的に、何%、雇用率についてはできますけど、こういうような形のものがどの程度できるのかどうかということも含めてですね、基本方針のこれをはっきりしないと課題をいくらあげても言いっぱなし、調査しっぱなしということになると、市民の人権の意識をどうしていくかという時に、無駄だと思うんです。無駄じやないけど、参考になります。参考ではつまらんと思う訳です。

会 長 はい、調査と言うのは単にペーパーによる調査というだけではなくて、いま、ご指摘ありましたように、実態を把握する、あるいはまた統計的なものを含めてですけれど、ケースも大事ということですね。また、事例にあたってみる、そういうように、こここのところは単に、なにか調査票を配るだけが調査ではない、そういう作業が大事だということですね。

労働者の問題というのは、たしかに最近、どんどんいろんな待遇でも格差の問題が出てますし、非正規労働が増えしていく中で非常に深刻な状況に置かれている人も多いという、そのあたりもどういうふうに位置付けていくかということです大事なところだと思いますね。

委 員 障害者施策推進協議会の方で、さきほどの雇用の問題も話し合われているんです。やはり、障害者雇用ということはお金がかかるということで、罰金を払って免れているケースが非常に目立つということで、実際に障害を持ってらっしゃる方がメンバーにいらっしゃるんですよ。この不景気の中で致し方ないとおっしゃったんですよ。違う働き方もある、在宅ワークという働き方もあるということを

その方はおっしゃったんですよ。

その方の持つてらっしゃる知識や障害の程度にも応じて、一概には言えないと思うんですけど、障害者雇用の新しいあり方の提示を実際に障害を持っておられる方がされたので、なるほどなと思って聞いておったんです。

けれども、さきほどおっしゃったように、岸和田の市役所内の障害者雇用率は一体いかほどなのか、私はすごく知りたくなりました。それとね、おっしゃったようにこれだけたくさんの項目をこの中で、たった年に2回で話し合ってアンケートとって、それを周知して、実際、世の中に広めていくのにはいったい、どれほどの時間がかかるんだろう、と私はそんなに希望を持って座ってない訳なんですね。

今、facebook とかSNSで、岸和田市もすごくいろんな情報を発信されています。たとえば、この間、台風があった時なんて、今、ブルーシートを福祉センターで配ってますよ、とかいうのが市役所のほうからパッとfacebook に出たり、いろんなことが出てくるんですよ。そしたら、今日のこの第1回目のこういうふうな人権の審議会がほんとに20年ほどぶりに開かれたんです、という記念すべき今日のことを市役所の方がSNS、facebook なりにアップしてもらえたうかな、とちょっとそういうふうなことを思いました。

会長
事務局

このあたりは何か市の方で、おっしゃっていただくことはありますでしょうか。本日の記録は会長様にご確認いただいた後、市のホームページで公表することになっております。市の方で確かにfacebook とかSNSの機能はあるんですけども、基本的に利用できる内容が限られているというのが実情でございまして、当課でもいろんな人権に関するセミナーなどを開催するときに、これをアップしたい、多くの方に見ていただきたいというふうに担当部署の方に照会をかけたことが過去にもあるのですが、用途と言いますか、制限されているというのが実態でございまして、今のところ、こういう媒体を使ってできるのが市のホームページの中の当課のホームページで、こういう審議会を開催しました、ということはできるという実態でございます。時間がかかってしまうのは大きなデメリットではあるんですけども、一応そういう形では発信はさせていただいています。

会長

それからあの、さきほどもちょっと出たんですけども、会議の数がどうしても予算の関係もあって限られてくるので、このスケジュール表でも、11月、12月あたりに必要に応じて委員に方針改訂のヒアリングということで、必要に応じて、とありますけれども、これは個別的にまたやっていただくということですね。もちろんここで、会議でまた意見を持っていただくというのも大事になりますけれども。

委員

さきほど、ヒアリングという話もありましたし、意識調査だけではなくて、それぞれのいろんなところから拾っていくという話もありましたが、岸和田市のほうでは人権に関する相談を人権の担当課だけではなくて、福祉や障害とさまざまなところで、ご相談を受けておられると思いますので、そこで、どんな案件が多いのか、調査だけでは見えないことも含めて、内容に盛り込んでいただけたらうかなと思っています。

うちのほうでは、大阪府の人権相談窓口というのを大阪府と市町村より受託をして運営をしております。そちらの方で、毎年、前年度のどんな相談が多いのか、人権相談の窓口で多かったのか、を集約してホームページにあげさせていただいている。今、昨年度のものを集約中ですので、多分10月中にはあがると思いますけれども、大阪府内のを見ますと、やはり1番多いのは女性。DVとか女性の問題、障害者の問題も非常に多くございます。

1番が女性、2番がやっぱり、障害者。さきほどおっしゃったように職業、雇用に関することも3番、4番ということで相談件数としては府内でも非常に多くなってございますので、そういうことも踏まえて、つくっていただけたらということと、会長のほうから、全ての委員にヒアリングという訳では無いとは思いますけど、事案に応じたヒアリングが事務局のほうからある、というふうにありました。私が市内の人間ではないので、皆様はいろいろなことに遭遇をされていると思うので、細かなことをできたら私も教えていただけたらと思いますし、市内の人間でない私も仕事で岸和田市さんにお世話になることもありますし、例えばその中で、市内にある児童養護施設ではまだやはり、施設が建って何年も経つんだけど、近隣の方からの忌避というか苦情というか、なかなかまだ難しい問題としてあると聞いた経験があります。地域で活動されている皆様であるからこそ、いろんなことをご存知だと思いますので、そういうこともこの審議会の中でご紹介いただけたら私も勉強になりますのでよろしくお願ひします。

会長 そういうふうにいろんなケース、具体的な例があると思いますが、そういうものも含めていろいろとここでも、お話しeidaitaたらと思います。

委員 これだけ課題があって、女性からはじまって、岸和田市ではDVの相談窓口がありますね。ラオスから来た女性が、どうもDVの疑いがあるということで、調べたら岸和田市であると。

女性、子ども、高齢者いろいろありますけれど、現状ではどんな相談窓口があるのか、今日でなくていいんですけど、参考のために次回の時に一覧表を作っていて、そういうことも併せながら課題を検討したいなと思うんですね。

特に、親善協会ですけど、住民登録だとかたぶん会社の人は来ると思うんですけど、そういうことに対する外国人の窓口ですね、特に親善協会には通訳の依頼がくる訳ですね。

会長 そういうところで、岸和田市の特に在住の外国人たぶん1000人ぐらい、もつといらっしゃるんじゃないかな、外国人。その人達に対する窓口だとかいったところもふくめてですね、現状をまたご報告していただければありがたいです。

今、現状である程度、わかっていることはございますか。わからなければ、また次回にということありますけども。

事務局 行政としてどういう窓口があるかということですね。次回、ご用意いたします。

会長 外国籍の人の相談の場が非常に少ないんじゃないかな、ということをご指摘されているのですが、国際親善協会がされているということですけど、行政の窓口がどうもはっきりしないということですね。岸和田ということではなくて、いろんな自治体もあります。要望といいますか、材料としても提議したいものがあり

ましたら、どうぞ。

委 員 2点ありますて。取り組むべき主要課題なんですが、ずらりと上がっているんですけれども、基本方向か基本理念ですね、要するに、この主要課題、人権課題というのはそれが独立したものではなくて、複合している場合も多いという複合差別の問題、それはやはりふれていただきたいのと、これも他の自治体も同じなんですけども、主要課題を挙げて、上記以外にも様々な人権課題があります、というので、その他の人権課題、様々な人権課題を挙げるんですけれども、これ、どこで線を引くのかと言う問題が難しいですね。その点も、あまり、他のケースを見ますと、何も説明していないのがほとんどだと思いますので、やはり説明がいるかなと思うんですね。

当事者にとってみれば、自分の問題がいちばん深刻で重大な訳ですので、どうしてそういうふうに分けたのか、という説明はやはり要るかなとは思います。

会 長 その他で一括するというのではなくて、もちろん、一括はされてないすけれど、ただ、こういう問題があります、というだけではやっぱり不十分で、それが具体的にどのような問題があるのかを示す必要もあるんだと思いますので、そのあたり、どうですか。

委 員 私、幸いにして人権とか差別とかあまり関心がなかったというか、認識が非常に不十分であったなと思います。最近、いろんな団体の役もやらせていただいて、非常に重要な課題だなという認識に今はあるんですけども。

差別、人権の問題がこのごろＴＶでもさかんに取り上げられて、一般市民、今まで関心のなかった人もずいぶん関心が高まっていると思うんです。それは私もいっしょでして、会社に入ってから振り返ってみると、役職者はパワハラのような発言をしていたなと思います。その当時はあまり思わなかったんですけど、今の立場で考えてみると結局、いじめられていたんではないかというような認識を持つようになりました。

ということはやっぱり、差別をなくすということは、人をいじめない、人を大事にするということが大切だと思うんですね。だから文章をまとめる過程で、できるだけ気持ちに訴えるというか、理解のしやすい表現、行動をあげてもらうといいんではないか、と。私なんか、最近、恥ずかしく思ってる訳です。今まで、人が今のレベルでみるとあきらかに差別されているところで居りながら、それが差別の扱いやという認識を自分が持っていないために阻止もできなかった、それを反省する場面も今では感じることもありますので、できるだけ、気持ちに訴えるような表現の仕方というか、日頃の生活の中でできるだけパワハラ、差別が起きないということがいちばんの人権の基だと思うので、そういう立場でまとめを進めていただけるとありがたいなと思います。

会 長 はい、ありがとうございました。かつて、差別としての捉え方が不十分だったものが、今日ではやっぱり問題として大きく取り上げられたり、児童虐待でもＤＶでもそうだろうと思いますけれども、パワハラというご指摘もございましたけれども、ある意味では人権意識が高まってきたと言うことではあるんですが、そういう問題がまだまだあるということですね。意識しないといけないし、それを

具体的に訴えるということが大事だということでございました。

委 員 私ね、28年前に障害を持つ子どもの親になったんですよ。その時、すごくショックだったんです。自分がそういう子どもの親になったっていうことでね。だから私はまず、自分の子どもを差別したところからのスタートだったんですけれども、その私がまず、障害持っている子どもの療育に通いましてね、その団体の役を引き受けましたらば、なんと、次から次へとこういうふうな人権の研修会に出席させられる訳なんですね。

障害を持っている子どもの療育に大変忙しいなか、手術もあいつぐような子どもを持っているなかで行きました研修が、ここにあるなかで部落差別の方のスライドを見ましてね。すごく心に落ちましたね。同じようにね、もっとすごく苦しんで、長い歴史のなかでね、生まれた所でね、悲しんでらっしゃる方がこんなにいらっしゃるんだな、っていうのがね。そして次に行つたのが、ハンセン病患者さんのスライドでした。その時は、障害を持っている子どもの親にこんなにつらい研修ばっかり受けさすのはどうかしら、と思ったんですけれどもね、今になつて思えばほんとによかったなと思っています。

やはり私たちもこの委員に選ばれたので、みなさん、それなりにお勉強されらっしゃると思うんですけど、本当に日常の中で、TVの中でやっているちょっとしたことを敏感に感じて、ここでお話し合いされるといいものできるかなと思いました。

委 員 いろんな団体によって違うと思うんですけど、私は今、岸和田市老人クラブ連合会の会長ですが、高齢者の虐待だとか認知症というものはあまり語られることもありません。というのは、だいたい、会員さんはそういう方があんまりいないんですよね。そういうのは、見えない部分ですよね。施設でいろんな問題も生じてますね。

ちょっとぐらい、おかしいなと感じる人は、もう仲間ですから何べんも聞かれてもね、同じようにやるんです。私たちは、健康な人、独居老人を加えて、みんなで助け合いながらいこうよということで、お互いに助け合うというような考え方でやってるものですから、みなさんのように専門的に関わって問題について語れないところはあるんですけど、実際にひょっとしたらあるやも知れません、ご家庭においてもね。だけど、実際にそのような虐待を受ける人は出てこないんですよ。というのは、たいがいは、ちょっと寝ておられるとかね。

さきほどからご意見をうかがっていますが、自分では、そういうことはよくわかつてますけどね、なかなか年寄りと話し合うなかで、皆さん方のような話し合いはあまりないし、まあ、年をとった人は、まあそんなもんや、というような諦めもありますのでね、ちょっと難しいとこもあるんですが。

ちょっと心して、この会に出たんだから考えていかなければいけないのかなというふうに感じました。

会 長 ありがとうございました。孤立状態に置かれている人もけっこうあるということですので、そのへんのところも意識しながらですね。

委 員 会長、副会長、委員の皆様も知つたら教えていただきたいんです

が、さきほど副会長のほうから権利の問題を自分自身のこととなるように書いた方がいいということがありました。今、大阪府の基本方針やいろんな市町村の基本方針を見てましても、人権とはなんぞやとか権利とはなんぞや、ということはあっても、差別とは、権利侵害とは、というところはあまりふれられてない。私が不勉強なんですけど、ないように思いまして、権利の問題は自分ごとでないし、差別の問題も自分ごとではない、だから、私は差別してないし、差別するつもりもないし関係ない、ということが多いように思うので、もしふれれるようなことがあれば、そういった定義とすることまですると大変なので、説明というかそういう言葉があれば、私にも関係がある、というような形になるのかなと。そういう方針に書かれているのを存じ上げないので、質問方々、意見させていただきました。

会長 ひとりひとりにとっての人権という問題と、じゃあ、その人権が侵害されているはどういうことを意味するのかということ、その辺をきっちりと押させておくことですね、これに関して何かございますか。

委員 それに関連して、やっぱり事件とか扱っているなかで、そもそもその問題を知らないということが、差別であると気づかずに言った事が相手の方を傷つける、それはすべてを知ることはできないでお互い社会で生活しているので仕方ない部分もあるんだけれども、その中でお互いに相手を理解しあうというか、知ろうと思うというか、そういう部分は大切な、と思います。

なんでも紛争を解決するところの仕事をしていますとそういうふうに思うことがあって、やっぱり知らないというのはひとつ差別につながっていくんだよ、というところのメッセージみたいなものも必要かなと思っています。

会長 差別というと、意識して差別はよく考えられるんだけれど、そうじゃなくても実際に権利を侵害して、差別しているケースというのもあるんですね。主観的なものだけではないという、そのへんのご指摘だったと思います。

委員 さきほどのご指摘のように、具体的に書いてるところはあんまりないですね。当たり前のことみたいな形で、書かないというのか、人権をどうして学ぶのかというのも当たり前のことだということで、学んだら自分にとって何になるのかというような、そういうことに触れられていないというのは多いと思います。

差別をなくしていくためだというふうに漫然と言っても、自分とはちょっと関係ないよなと思ってしまうようで、そこらへんを工夫して文章化するというのは意味があると思いますね。

会長 それこそ同和対策審議会答申で、1965年に心理的差別と実態的差別という分け方がされましたけど、単に主観的に差別があると言うだけではなくて、例えば客観的に、例えば、さきほど労働者の問題が出ましたけれど、同じ労働をしてても賃金に差があればこれは1つの差別になる訳ですよね。もちろん、その裏に心理的差別がないとは言えませんけれども。具体的な格差がつけられている、それは不当な差別につながっていく、そういうあたりも含めて、おさえていくということの大しさというのもあるんだろうなと思います。ちょっと抽象的な言い方で申し訳ないのですけれども。

委 員 法律上の差別みたいなものもありますね。就学免除があったんですね。今では、一般校と支援学校と選ぶ、選択権がご父兄の方にあるというふうになっています。

地下鉄のエレベーターの問題でもそうですね。たくさんのお金がかかるのに、なんでそんな障害者、数少ない人のためにつくるんだ、と言う意見があります。

大阪府ボランティア協会の我々の仲間の組織が「これから高齢化社会にならざるを得ない」という立場で、障害児者だけではなくてたくさんの人が利用できる、そういう設備なんです。バリアを放置していること自身に問題がある」と行政と相談された。社会の変換が必要です。

もっと、他にもいっぱいそんなことがあるんじゃないかな、生活保護の方の人権の問題とか、いろいろたくさんあるんじゃないかなと思います。

会 長 なかなか議論はつきないと思いますし、大事なご意見が続いておりますが、このあたりで今日の審議は終らせていただきたいと思います。また次回、事務局からご提案いただいて、さらに突っ込んだ論議ができるものと思っております。

これで議事は終りましたが、あと、事務局の方から連絡事項があるようです。審議にご協力をいただきましてどうもありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でございました。最後に、事務連絡でございます。

今後でございますが、本日の会議録は会長にご確認いただいた後、皆様にお送りいたしますとともに、市のホームページで公開させていただきます。

次に、第2回審議会でございますが、後日、ご案内をさせていただきますのどうぞよろしくお願ひいたします。第2回は、本日の内容をふまえまして、これから事務局が作成する改訂（案）について、ご意見をいただきたいと考えております。改訂（案）に盛り込む事項としてご意見がございましたら、10月中に事務局までご連絡をお願いします。

また、事務局から皆様へご意見をお伺いさせていただくことがあるかと思いますがその節はどうぞよろしくお願ひいたします。